建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	島工業サービス株式会社		代表者氏名	土田	実
主たる営業所 の 所 在 地	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼 1265 番地 42				
許可番号	岐阜県知事許可(般-28) 第100004号		受けている	と、鋼	

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和2年8月7日	処分を行った者	岐阜県知事		
根 拠 法 令 建設業法第 2 8 条第 1 項(同項第 3 号該当)					

処分の内容(指示処分)

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。
 - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を事業所内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
 - (3) 社内及び施工現場における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を行うこと。
- 2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。) を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

島工業サービス株式会社が請け負った「中部横断大島地区トンネル工事(山梨県西矢代郡市川三郷町宮原地先)」において、平成29年9月22日、同現場で下請会社の労働者が作業中に誤って三角ステー材を左足の甲に落として損傷(全治1か月)したことに関し、所轄労働基準監督署に提出すべき労働者死傷病報告義務を怠った。さらに、同社の代表取締役森亨(事故当時)と下請会社の代表取締役と共謀して、下請会社の土場(岐阜市内)で発生したこととして処理したことに対し、令和2年4月13日に岐阜簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

その他参考となる事項

岐阜労働局長からの相互通報制度に基づく通報